

# ○雲仙市情報公開条例

平成17年10月11日

条例第9号

改正 平成28年3月25日条例第3号

令和7年3月24日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、情報公開の理念の実現を図るため、市民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関

市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、図面、地図、写真、フィルム（マイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）から出力され、若しくは採録されたものであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるもので、決裁、供覧その他これらに準ずる手続きが終了し、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 図書館、美術館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として、又は歴史的若しくは文化的な資料若しくは学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

イ 公文書の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録

(3) 公文書の公開 公文書を閲覧等に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民の公文書の公開を求める権利が尊重されるようにこの条例を解し、又は運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、行政情報の適切な保存と迅速な検索に資するため、行政情報の整備に努めるものとする。

(利用者の責務)

第4条 この条例の規定に基づいて公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(請求権者等)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書（第5号に掲げるものにあつては当該利害関係に係る公文書に限る。）の公開を請求することができる。

(1) 雲仙市（以下本条において「市」という。）の区域内に住所を有する者

- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 市の区域内に不動産を所有する個人及び法人その他の団体
- (6) 前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの  
(公文書公開の原則)

第6条 実施機関は、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開を請求したもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、明らかに公開することができない情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により何人でも閲覧できるとされている情報

イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 人の財産又は生活を、法人等又は事業を営む個人の違法又は著しく不当な行為によって生ずる重大な支障から保護するため、公開することが必要と認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(4) 市政運営に関する情報であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの

ア 市の内部又は市と国若しくは公共団体（以下「国等」という。）との間における調査、審議、検討又は協議に関する情報で、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

イ 市又は国等が行う検査、入札、試験、交渉、争訟、人事その他の事務事業に関する情報で、公開することにより、当該又は同種の事務事業の目的の達成が損なわれるおそれのあるもの

ウ 市と国等との間における協議、依頼、要請等に関する情報で、公開することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれのあるもの

(5) 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(6) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれのある情報

(7) その他公開することにより、行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかな情報

(公文書の部分公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第6条第1号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公文書の請求の方法)

第10条 公文書の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人等にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開の請求に対する決定及び通知)

第11条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、公文書の全部又は一部を公開する旨の決定(以下「公開決定」という。)、公文書の公開しない旨の決定、第9条の規定による公開請求

を拒否する旨の決定又は公開請求に係る公文書を保有していない旨の決定を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の決定（以下「公開決定等」という。）は、議会を除く実施機関にあっては、当該実施機関から公開決定等について専決の権限を付与された者等が、議会にあっては、議長が行う。
- 3 実施機関は、公開決定等を行ったときは、速やかに、当該決定の内容を書面により公開請求者に通知しなければならない。ただし、公文書の全部を公開する決定が直ちに行われ、かつ、即時に公文書の公開ができる場合は、当該決定の通知は、口頭によることができる。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、請求を受理した日から起算して45日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、遅滞なく、当該延期の理由及び延長後の期間を書面により公開請求者に通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の規定による公開しない旨の決定（第7条の規定により、公開の請求に係る公文書の一部を公開しない旨の決定を含む。）及び第9条の規定により公開の請求を拒否する旨の決定をする場合は、第3項の規定による通知書に決定の理由を付記しなければならない。この場合において、当該決定に係る公文書に記録されている情報が第6条各号に掲げる情報に該当しないこととなる期日が明らかであるときは、その期日を記載しなければならない。
- 6 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に市以外の者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該市以外の者の意見を聴くことができる。

（公開決定等の期限の特例）

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求を受理した日から起算して45日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） 本項を適用する旨及びその理由

（2） 残りの公文書について公開決定等をする期限

（事案の移送）

第13条 実施機関の長は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他の実施機関の長において第11条の公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関の長と協議の上、当該他の実施機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関の長は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条 公開請求に係る公文書に市、国、他の地方公共団体及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第2号ウに規定する情報又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定した旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、公文書の公開をしない旨（第7条の規定により公文書の一部を公開しないことを含む。）を通知する場合は、前項本文の規定による書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、期間の経過により、当該公文書が第6条各号に掲げる情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を記載しなければならない。

（公文書の公開の方法）

第15条 公文書の公開は、実施機関があらかじめ指定する日時及び場所において行う。

ただし、電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等を勘案して、市長が定める方法により行う。

2 実施機関は、公文書の原本を公開することにより当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるときその他相当の理由があると認めるときは、当該公文書の写しにより公文書の公開をすることができる。

（費用の負担）

第16条 公文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。

2 前条の規定により、公文書の写しの交付（電磁的記録にあつてはこれに準ずる方法として市長が別に定める方法を含む。）を受ける者は、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項に定める費用の額は、市長が別に定める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、雲仙市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を最大限尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(情報公開審査会)

第20条 第18条第1項の規定による諮問に応じて審査を行わせるため、雲仙市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定による審査のほか、情報公開制度の運営に関する事項について、実施機関の諮問に応じて審議し、意見を述べることができる。

3 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

8 審査会の行う審査の手続は、公開しない。

(審査会の調査権限)

第20条の2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求の

あった公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第20条の3 審査会は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

（意見書等の提出）

第20条の4 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第20条の5 審査会は、第20条の2第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。  
（公文書の任意公開）

第21条 実施機関は、第5条の規定により公文書の公開を請求できるもの以外のものから公文書の公開の申し出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

2 第15条の規定は、前項の規定による公文書の公開について準用する。  
（公文書の検索資料の作成）

第22条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。  
（情報の提供）

第23条 実施機関は、市政に関する情報を市民に積極的に提供するよう努めなければならない。  
（出資法人の情報公開）

第24条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって市長が別に定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、情報の公開に努めなければならない。  
（実施状況の公表）

第25条 市長は、毎年この条例の規定に基づく公文書の公開の実施状況を公表するものとする。  
（他の法令等との調整）

第26条 この条例は、公文書の公開の手続が別に定められている場合は、適用しない。

2 この条例は、公民館等において現に市民の利用に供することを目的として管理している図書、図面、刊行物、パンフレット等については、適用しない。  
（委任）

第27条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。  
（罰則）

第28条 第20条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。  
（適用）

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町若しくは南串山町又は小浜地区保健環境組合及び廃止前の吾妻愛野給食組合から承継された公文書（次項及び第5項においてこれらを「承継公文書」という。）については、適用しない。
- 4 実施機関は、承継公文書の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。
- 5 第15条の規定は、前項の規定による承継公文書の公開について準用する。  
（経過措置）
- 6 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国見町情報公開条例（平成15年国見町条例第6号）、瑞穂町情報公開条例（平成15年瑞穂町条例第1号）、吾妻町情報公開条例（平成14年吾妻町条例第16号）、愛野町情報公開条例（平成13年愛野町条例第1号）、千々石町情報公開条例（平成13年千々石町条例第18号）、小浜町情報公開条例（平成13年小浜町条例第18号）若しくは南串山町情報公開条例（平成14年南串山町条例第9号）又は小浜地区保健環境組合情報公開条例（平成15年小浜地区保健環境組合条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月25日条例第3号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和7条例5）抄

（罰則の適用に関する経過措置）

第6条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第7条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処

せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年3月24日条例第5号）  
この条例は、令和7年6月1日から施行する。

---